

第28次地方制度調査会専門小委員会

山本全国町村会長が意見陳述

～地方の自主性・自律性の拡大について～

第28次地方制度調査会第21回専門小委員会（委員長・松本英昭（財）自治総合センター理事長）は、5月13日、「地方の自主性・自律性の拡大のあり方について」を議題とし、地方六団体の代表から意見聴取を行った。全国町村会からは、山本文男会長（福岡県添田町長）が出席し意見を述べた。

山本会長からは、教育委員会や農業委員会など行政委員会の必置規制を見直し、地域の実情に応じた弾力的な制度にすべきだとする意見が述べられた。

また、「国と地方の協議の場」の法制化や審議会等における地方の代表の参加の推進など地方団体の意見を反映させる制度の充実を訴えた。山本会長の発言の概要は次のとおり。

山本全国町村会長発言概要

地方の自主性・自律性の拡大のあり方について申し上げさせて頂く。

地方の自主性・自律性を高めていくためには、まず何と云っても国庫補助負担金等の一般財源化を行うことが重要だ。国庫補助金を廃止して国の関与や規制を縮小しないと地方の自主性や自律性は高まらないのではないだろうか。

このことについての具体的な改革案を我々は、既に政府に提出している。今回は改革案で触れていない事項について申し上げる。

1、行政委員会制度の見直しについて

まず、最初に行政委員会制度の見直しについて申し上げる。今日ま

で続いているこの制度の根拠としては、「政治的中立性の確保」である。行政の継続性・安定性、専門性」ということが言われている。しかし、今日の実態からみて、すべての行政委員会にこの考え方が当てはまるとは思えない。

教育委員会について

そこで、まず教育委員会についてであるが、選挙で選ばれた首長が教育を所管することになって、教育がイデオロギー的によがめられるとはとも思えない。また別の首長が選ばれたとしても、教育の内容が変わったり、安定性が損なわれるということは到底考えられない。

現在の教育行政は上位下達型になっている。私はこれを円筒型行政と言っているが、その最たるも

のだと思っている。国の基本方針に従うことは当然だとしても、地域の実情に応じ、創意工夫を凝らしながら地域のニーズに即した教育を行うのが本来の姿だと思ふ。独立的、閉鎖的な現在の仕組みはかえって教育の妨げになっていると思ふ。

むしろ首長部局で所管して、生涯学習、文化、スポーツを含めて総合行政の一環として位置づけるべきではないかと思ふ。

農業委員会について

農業の現状、農地利用の実態等からみて独立的な委員会ではなければならないという状況にはないのではないか。農業は変革期にあり、自主性の確保が言われている。

いまは、営農組織を作つてそこに補助金等も交付されるようになってきている。農地の維持や運営・管理も行うようになっており、農業委員会の出番はなくなっている。

したがって、これら教育委員会や農業委員会は必置規制を抜本的に見直し、その設置については地域の実情に応じ、個々の自治体が判断できるような制度に弾力化すべきだと思ふ。

2、助役・収入役制度について

町村では、助役・収入役は必置規制になっていない。これは都道府

活 動



山本全国町村会長(右)

県や市にあっても弾力的な制度であつてもよいのではないかと思つ。収入役を特別職として維持すべきかどうかを検討すべきではないかと思つ。町村では厳しい財政状況の中にあつて、収入役を置かないところが増えており、平成14年の4月1日では全体の7・7%だったのが、16年の4月1日では18・7%に増加している。

3、地方団体の意見反映の制度化

地方の自主性・自律性拡大の一

環として、地方団体の意見を反映させる制度を考えることが必要ではないかと思つ。

例えば、「国と地方の協議の場」を法定化することなども必要だが、現存の諸制度の有効活用を図ることも大事だ。

このことに関しては、現在、中央教育審議会の委員の選出について、文部科学省と対立したままとなっている。

法律で設置されている各省の審議会については、必ず地方の代表を入れることが必要だ。

4、議会のあり方について

次に、議会のあり方について三議長会の意見を集約した資料が出されているので、これに基づいて何点が申し上げたい。

まず、議会の招集権については、首長に置かれている現行制度のままでは特別障害があるとは思えない。

悪い例ではあるが、議長に招集権があると首長と議長が対立して

いる場合、たびたび議会が招集されるなど、議長が招集権を濫用することもあり得る。

また議長の招集権で議会が開会された場合、首長や執行部が出席できないという弊害も考えられる。

したがって、議会の招集権については現行のままがいいと思つ。

5、専決処分について

専決処分については相応の事由がなければならぬ。専決処分を行う場合にはできる限り様々な方法により議会への周知を図る必要がある。

議会を招集する暇がないということをも具体的に明示して納得してもらうことが必要だ。

したがって、いま特別に現行制度を変える必要はないのではないかと思つ。

6、予算の議決科目と再議制度等について

予算の議決科目と再議制度、不信任制度等についても、現在の制度に特別に問題があるとは思えない。

ただ、不信任議決の要件については緩和してもいいのではないかと思つ。

7、議決権の拡大等について

議決権の拡大についてであるが、議会活動について色々な意見が出されている。

閉会中の委員会活動に対する制約の撤廃や、議長は委員会に所属しないこと、議運に副議長も出席できるようにすることなどあるが、検討の上、より良い議会制度にする必要があると思つ。

また、委員会への長の出席義務・資料提供義務の法制化については、執行部は現在でも議会からの要請に基づいて出席したり、審議に必要な資料の提出など、状況に応じて対処しており、法制化する必要はないと思つ。

以上、簡単であるが、私の意見を申し上げさせていただいた。

意見交換の概要

西尾委員

専決処分については、本来執行部に属する権限について長が専決処分することには合理的理由があるが、(補正)予算の議決や条例の制定について専決処分が行われるというの、議会の最も本質的な権限を奪つものだと思つ。

事務局の報告によれば、「暇がない」場合の例として税条例があ

活 動

ると聞いているが、この予算と条例の問題については、他の専決処分と分けて検討する必要がある。

山本全国町村会長

税条例の問題についてだが、これは、(国会の関係で)毎年3月31日にならないと決まらない。3月議会に間に合わないのが実情だ。専決処分も予め内容の判かるものについては、こうなると思うということでも承知をお願いすることができる。

しかし、税条例については止む得ない。国会でももう少し早く決めてくれればいいのだが。補正予算の専決処分については、包括的なものはないのではないが、事前に説明の上、専決することはあるかもしれないが。

西尾委員

山本会長のおっしゃることは承知している。

国会の方で地方の審議時間を確保する制度にしてみらう必要がある。

小早川委員

助役・収入役の件に関連して、例えば「副市長」という名称の弾力化についてはどうか。

山本全国町村会長

名称の問題の前に、助役は補佐なのか代行なのかと言う問題がある。代行の場合には承認しなければならぬ。

ばならない。

「副市長」、「副町長」という名称にするのであれば、権限がついてくるといイメージがある。

そうすると、どのような場合に代行するのかということを決めておく必要があるのではないかと思う。

その他の意見

石井岡山県知事

教育委員会制度のあり方については、現在、中央教育審議会の義務教育特別部会において議論されているが、地方制度調査会としても意見のすり合わせなどを行ってもらいたい。

の給与問題がある。

現在、教員の給与は国と県が半分づつ負担し県が給与を支払っている。

また、任命権も県にある。しかし、身分は市町村職員だ。

私が自分の町の教員の方に身分をたずねると「県だ」と言う。全く実態を知らない。

このような無茶な制度を今日まで続けているのである。

自分の町には8つの小中学校があり、赴任してくると町の職員になる。挨拶に来ても良いのではないかとと思うが、未だかつてだれも挨拶に来た人はいない。

これは、矛盾した制度をそのまま続けているからであり、それで良い教育の改革などできるはずがない。

松本小委員長

この問題は各省協議の問題になるが事務次官何か意見はあるだろうか。

香山事務次官

これまでの地方制度調査会の運営方法からいって他の審議会と調整するという例はない。

「ご要望のように委員会レベルで調整するというのは現実としては難しいと思う。

石井岡山県知事



山本全国町村会長

いまの問題と関連するが、教員

新語・用語

豆 知 識

減 災

「 防 災 从 減 災 へ 」

世界では災害により毎年約2億人が被災し、約6万人が死亡している。特にアジアは、災害発件数の約半数近くが集中しているといわれる。その中でも日本は、地形、地質、気象などの自然条件から、地震のみならず台風、豪雨、火山噴火、豪雪など世界でもまれに見るほど災害が発生しやすい環境にある。

さらに、都市化に伴う人口の密集、埋め立て地などへの居住地の拡大、高層ビル林立、地下街の発達、あるいは高齢化やコンピュータおよび情報通信ネットワークへの依存度の増大といった社会構造の変化は、防災をよりいっそう困難なものにしている。

政府は、これまで災害発生原因の制御、予知、耐災環境の整備に技術と金を投じてきたが、それらには限界があると認識し始めた。

「減災」とは、災害をいかにして防ぐかではなく、いかにして最小限に食い止めるかという現実路線への転換ともいえる。そのとき、自分や家族を守るためにどうすべきか……。日ごろの個々の意識が被害を減らす。

フォーラム

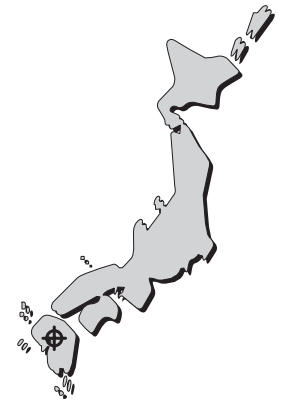
現地レポート

町村独自の地域振興事例紹介



住民主役のまちづくりの推進

～「まちづくり情報銀行」を拠点として～



みや はら まち

宮原町

熊本県

●「火の国」の発祥の地

宮原町は、古墳時代から「火の国」として栄え、「火の国熊本」の「火の国」の発祥の地といわれています。熊本県の中部に位置し、熊本市より南に車で50分の地点にあります。

町の北部を清流氷川が流れる小さな町ですが、中心部を国道3号・43号が交差する交通の要衝となっています。明治22年に町制が施行され、以来、合併を経験していない九州で唯一の町です。

人口5,083人(平成17年3月末)、産業別就業人口は第一次・16%・第二次・26%・第三次・58%となっており、熊本市や八代市への通勤者が多くなっています。また、公共下水道の普及率が99%となっており、公共施設等も含め社会基盤整備は進んでいます。

本町では、まちづくりに関する情報の発信拠点「まちづくり情報銀行」・文化と交流の拠点「まちづくり酒屋」、この2施設を拠点として住民主役のまちづくりを推進しています。



フォーラム

早尾支店花壇整備



く事業を企画・立案して、補助金を申請します。次に、14の支店の代表による「支店長会議」で事業内容及び予算が審査され、承認を受けた事業のみを町長が交付決定するという仕組みになっています。住民の方が申請して、お互いに審査を行なうといったユニークな補助金交付システムを採用しています。

●まちづくり支店の活動

支店経営補助金を活用し、全ての地域において地区別計画の実現に向けた活動が展開されています。内容については、地域の独自性が活かされており、その活動は多種多様です。なお、各種活動はボランティアで参加されており、人件費等の経費の計上はありません。もし、この活動を金額に換算すると、補助金の3倍以上の効果があると思われる。

【主な活動】

文化財の整備 案内看板設置、防災マップ看板設置

町指定の文化財が50箇所程ありますが、説明看板等が設置されているものは少なく、文化財を見直すためにも、地区で学習し整備を進めています。また、設置場所が私有地の場合は、用地交渉も支店で行ないます。景観整備事業（散歩道整備、道路のり面整備、花壇整備、植樹、花いっぱい運動）

全支店で、景観整備（美化活動含む）の取り組みが行われています。整備後の維持管理も支店で行っており自然とマッチした景観を創りだしています。

憩いの場づくり（地区公園検討、水辺の散歩道、銀杏周辺整備、コスモス街道）

各支店で、住民の手づくりにより憩いの場が整備されています。原材料を補助金で購入し、建設機材は地区内の建設業者さんが無償で提供され、工事工法も指導されています。

世代間交流事業（地区文化祭、納涼祭、盆踊り）

子どもから高齢者まで楽しめるイベントを6支店で実施しています。舞台の設置や看板の製作、また、出し物の企画などアイデアに富んでいます。規模は大きくありませんが、地区の方が本当に楽しんで参加されています。

先進地視察研修、講演会

各事業に取り組み時に、事前学習が必要な場合は、講師を招いて勉強会を開催したり、先進地研修に出かけたりします。今までに、農産物直販所の設置・商店街の再整備・散歩道整備等について企画されました。

●新たな展開「まちづくり条例」の策定

今までの住民主役のまちづくりの集大成として、総合型のまちづくり条例を目指し、平成12年から策定に取り組みしました。そして、平成15年1月より、宮原町を守り磨き上げるまちづくり条例を施行しています。内容として、住民が主役として行なうまちづくり（前記のまちづくり支店活動等）、行政が行なうまちづくり施策の策定・町にふさわしい土地利用を誘導するための開発建築行為の手続き等について、基本的なしくみやルールを定めました。

●まちづくり条例の特色

【策定方法】

町民参加型で行う（審議委員10名・まちづくり支店長・商工業者・農業者・建築士等）

【全般】

●まちづくり活動への転機

平成7年、住民自治の強化と地方分権時代に相応しいまちづくりを目指し、宮原町のまちづくりの指針である総合振興計画の策定（平成7年～9年）を機に、住民参加のまちづくり拠点「まちづくり情報銀行」を開設しました。平成8年に、まちづくりを推進する14地区の組織（まちづくり支店・推進員130名）を立ち上げ、地域の特性に応じた住民主役のまちづくりを推進しています。

そして、平成10年度より、総合振興計画の地区別計画推進のための事業費の補助制度（支店経営補助金・年間350万円）が制定され、それにより、平成10年～16年に2、100万円がまちづくり支店活動に活用されています。まず、各地区のまちづくり支店会議で地区別計画に基づ



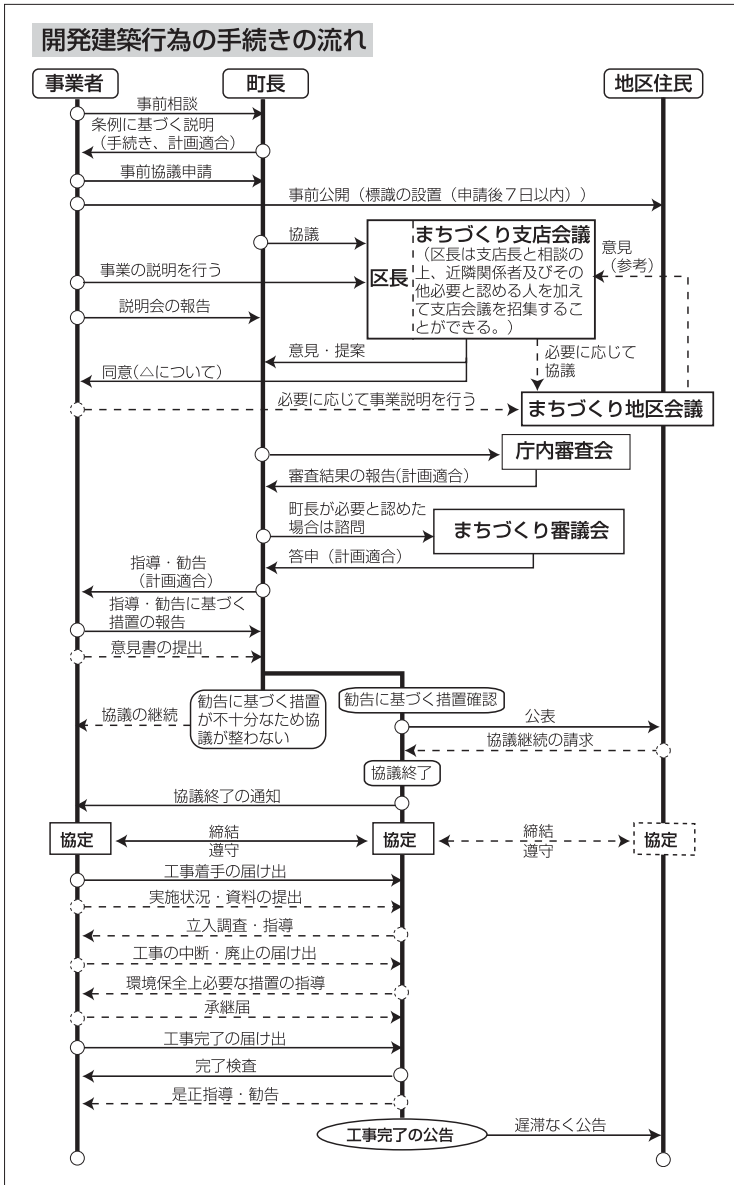
桜ヶ丘納涼祭



新村納涼祭

フォーラム

開発建築行為の手続きの流れ



町支店先進地視察

条例全体を総合振興計画と整合させる(理念・火・水・里山の心、計画適合)
 「町民参加」の発展型として、自らを取り組む「町民主役」という表現を用いる。
 【町民主役のまちづくりの推進】
 「まちづくり情報銀行」「まちづくり支店長会議」「まちづくり支店」等を位置付ける。
 規則にて「まちづくり情報銀行に職員を配置するものとする」と人事を規定する。
 町の資金的支援として「支店経営補助金」を明記する。
 【情報共有・計画行政の推進】

町民と町の責務として、お互いの情報の共有を謳う。
 各種計画(散歩道整備・公園計画・公営住宅)の策定段階での町民の参画について保障する。
 【開発建築行為の手続き】
 事業者は、計画段階での住民説明会の開催を義務付ける。
 用途制限で、の場合、地区の同意がなければ建築できないとする。違反者については、氏名等の公表を行う。
 (全文は、宮原町ホームページを参照ください。 <http://www.miyahara-t.kumamoto-sgn.jp>)

●開発建築行為の手続き

宮原町では、全域が都市計画区域外となっており、開発や建築について町の特性に合わせた規制・誘導はできません。そこで、土地利用調整基本計画を住民参加型で1年間かけて策定し、町全域を13の区域にゾーニングをしました。そして、その土地に合った利用を誘導するために、町独自のルールを定めました。一定規模以上の開発(高さ10m以上、3階及び建築行為(高さ10m以上、3階建て以上・建築面積200㎡以上)については、事前相談・事前協議を行っていただきます。まず、事前相談では、町は事業者に対して、開発基準や建築物の形態基準(高さ・容積率・建ぺい率・壁面後退等)を説明します。もし、このような基準がなければ、町景観に相応しくないものになります。そして、この手続きによりその地域として望ましい土地利用へと誘導することができます。通常、地域住民は、工事が始まってから何ができるの分かります。しかし、これでは住民の意見は何ら反映されません。条例では、開発や建築に関する説明会(まちづくり支店会議)を義務付ける事により、計画段階で開発や建築に関して、住民が意見を述べることが出来ます。また、建物の用途に応じて、まちづくり支店会議の構成員の3分の2以上の同意がないと建築できない」といった用途制限があります。事業者は、協議終了後に町と開発

フォーラム

や建築に関して協定書を締結し、建築物等の用途に関する設計、設計に関する公共施設の設置、管理、帰属に関する事、住民と事業者と町が協議により合意したこと等、工事着工から完成後においても協定は遵守されます。

まちづくり条例の開発建築行為の適用により、ビジネスホテルの進出計画に関しての地域住民との話し合いが、3ヶ月間にわたりありました。この案件は、用途制限により地区の同意を必要とするものでした。

- ・ 小学校や民家に近く、生活環境が悪化することが予想され、話し合いにより、以下の項目について当初計画が変更され、同意を得る事ができました。
- ・ 階数 4階建て 3階建て
- ・ 高さ 10m以上 9・95m
- ・ 屋根の形状 陸屋根 傾斜屋根
- ・ 緑化 なし 60本の植樹
- ・ 消火栓 なし

- ・ 地上式消火栓の設置
- ・ 駐車場舗装 アスファルト
- ・ 透水性舗装及び浸透枳
- ・ 壁面広告 2面
- ・ 1面、大きさ10%縮小
- ・ 7頁図、開発建築行為の手続きの流れ」参照

「もし、条例がなかったら、地域の意見を聞いてもらえず、景観に合わないホテルが建築されたのではないかと。条例があつて本当に良かった」との声がありました。住民と町が、事業者に対して一方的な意見を言うのではなく、お互いが理解して、譲

●今後の取り組み

るべきところは譲ることににより、同意することができました。これにより、地域の土地利用については、住民・事業者・町の3者が協働して実践いくことが重要であると認識いたしました。

宮原町では「町民主役のまちづくりの手法」、「開発建築行為の手続き」の2つを大きな柱として、平成12年から3ヶ年をかけて「まちづくり条例」を制定しました。町民主役のまちづくりの推進で明記している「まちづくり支店」は住民自治組織として、地域のまちづくり活動の運営母体、さらに今後、行政業務の委託先（公園や施設等の維持管理）としても考えられ、地域振興の核になると思われまます。

また、行政は住民自治組織の活動が効果的に行なわれるよう必要な支援を行なうとともに、住民の主体性と意欲が十分に発揮されるよう環境整備に努めていかなければなりません。

現在、全国的に市町村合併が推進されており、本町も10月1日に2町合併（人口13,725人・面積33・29km²）を控えております。新町においても、今までの宮原町のまちづくり活動を踏まえて策定した「まちづくり条例」を基本として、新町にふさわしい住民自治組織・支援制度のシステムの構築を行い、住民と行政との協働によるまちづくりを推進していきたいと思ひます。

(企画調整課企画係長・平 逸郎)

日本製でありながら米国空軍科学研究所より特別賞を受賞

情報漏洩防止対策ツール

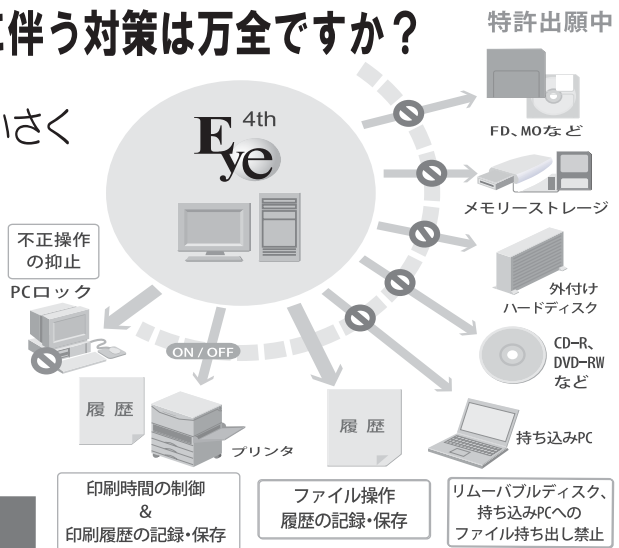


情報漏洩!!

個人情報保護法施行に伴う対策は万全ですか？

職場内のリスクをより小さく

- ★マニュアル要らずの簡単運用
- ★ダブルクリックで簡単導入!
- ★強固なファイル持出禁止機能
- ★とにかく簡単に始められる漏えい防止



問合せ先：株式会社システムシンク
 営業グループ 情報漏洩防止システム担当
 162-0825 新宿区神楽坂1丁目15番地 神楽坂1丁目ビル5階
 TEL:03-5225-0310 FAX:03-5225-0331
 ホームページ：http://www.system-think.co.jp
 e-mail:kst@system-think.co.jp

開発元：サイエンスパーク株式会社

4thEye及びDriverware softwareはサイエンスパーク株式会社の登録商標です。

情報漏洩防止・監視システム
 フォース・アイ
 4th Eye

情 報

新任北海道府県町村会長の略歴

北海道町村会は4月27日の定期総会次第のとおり会長を選出した。

(4月27日付就任)

北海道町村会長

爾志郡乙部町長

寺島 光一郎
てらしま こういちろう
昭和19年4月30日生



【住所】北海道爾志郡乙部町字元町1-71番地

【町長に当選するまでの経歴】昭和42年農林省勤務 50年農林省大臣官

房企画官 52年岡山県津山官林署長

55年農林水産省林野庁職員部企画官 58年乙部町長

【町長としての当選回数】6回

【町村会関係の経歴】平成6年北海道町村会理事 13年北海道町村会常

任理事 15年北海道町村会副会長

【主な業績】統合乙部中学校の整備 在宅福祉保健複合施設の整備 災

害時用水施設「命の泉」の整備 農産物加工施設の整備 乙部へリポ-

トの整備 銘木「縁柱」の全国巨樹・巨木「森の巨人たち百選」入選

「元和台海浜公園海のプール」の日本の水浴場八十八選入選 構造改革特

区認定による特別養護老人ホームの公設民営化 公共下水道の整備 公

営住宅の建設 国民健康保険病院の改修 国営農地開発事業の整備 農

業農村整備の推進 漁港の整備

【趣味】登山、ウォーキング

【家族】妻、子、母

茨城県町村会は2月22日の臨時総会次第のとおり会長を選出した。

(3月28日付就任)

茨城県町村会長

稲敷郡阿見町長

川田 弘一
かわた こういち
昭和10年5月19日生



【住所】茨城県稲敷郡阿見町大字実穀1341番地

【町長に当選するまでの経歴】昭和34年山形大学農学部職員 37年茨城

県職員 平成3年茨城県公営企業管理者企業局長 6年阿見町長

【町長としての当選回数】3回

要性の確認や導入の検討に際しての留意点について述べている。

後半部では施設の形態を類型化し、それぞれの特質を踏まえた解説を試みており、現状の問題点

や今後の課題を整理する上で多くの示唆に富むヒントを提供し

てくれる。

特に、すでに制度を採り入れた自治体の先行事例は、基本方針の策定から条例の制定に到るまでのプロセスが豊富な図表とともに紹介されており、本制度の導入を検討する際の参考になるもの

【町村会関係の経歴】平成17年稲敷郡町村会長

【主な業績】総合保健福祉会館の建設 うしくあみ斎場の建設 教育相談センター「やすらぎの園」の開設

小池城址公園の里山整備事業 ふれあいの森整備事業 国際交流協会の設立 アメリカ・スーペリア市との姉妹都市締結 環境美化条例・景

観条例の制定 ごみ焼却施設・霞クリーンセンターの完成 ごみ最終処分場・さくらクリーンセンターの完

成 行政改革大綱の策定 霞ヶ浦湖岸公園構想の策定 地区公民館の建設(君原地区公民館・かすみ公民館・本郷ふれあいセンター・舟島ふれあ

いセンター) 子育て支援センターの開設 町民活動センターの開設 総合運動公園の整備 農業集落排水事業の推進

【趣味】図書購入・旅行

【家族】妻、三女夫婦、孫一人

と思われる。

指定管理者制度は、今後とも導入事例の増加が予想されている。

本制度は単なる行政のスリム化を指向するものではない。分権時代に相応しい適切な役割分担のあり方を地域経営の視点から捉える契機をもたらす側面を有していると言える。

活力あるまちづくりに活かすため、本制度をどう使いこなすべきか、多角的な視点から検討するためのテキストとして、本書は大いに参考になる。

新刊紹介

「指定管理者制度」

新潟産業大学教授

出井信夫 編著

学陽書房・2500円(税別)

様々な種類や形態を有する自治体の施設は、行財政改革や規制緩和の進展など、社会経済環境の変化の中でその管理のあり方が大きく問われている。

指定管理者制度は、このよ

随 想

■平成の大合併

随 想



新 潟 県 長
渡 邊 聖 吉

を真摯に受け止め、本町は「当面市町村合併はしない」独自のまちづくりを進めることを決断した。

そして当然ではあるが、関係する市町村との合併協議には入らず、独自の道を歩む旨を伝えて理解を求めたところである。

本町がこのように「当面、合併をしない」と判断した背景には、1960年代から始まった新産業都市建設促進法に基づく新潟東工業港の開発が大きな要因となっている。この開発というのは、県都新潟市と本町の境界の日本海から内陸を掘り込む港湾建設と港湾背後地に工業用地を造成する新潟県の大事業である。これにより、大小集落に暮らす500世帯を超える住民の皆さんが昔から住み慣れた集落を離れ、先祖伝来の財産を売却し、墓石を背負ったの大集落移転を余儀なくされたのである。現在では、その広大な土地に工業団体が造成され、火力発電所など大小100社を超える企業が立地している。そのお陰もあって、工業団地に立地した企業の火力発電所など、大規模償却資産の固定資産税や法人住民税など町税等の収入が比較的大きいことから、財政基盤が安定し、財政力指数も100を超えて1984年度から現在まで普通交付税の不交付団体となっている。また、今後の長期財政計画で厳しい状況は予測されるが、行政改革を断行し、行政コストを抑え、かつ行政サービス水準を維持していく中で、住民とまちづくりを共有し、自己決定と自己責任の下で協働して個性的で魅力あるまちづくりを期待できる状況にある。

あると認識したことも合併をしないと判断した一因であろう。さらに、住民の皆さんが苦渋の選択を強いられながらも、長年にわたり開発に協力し、共に町政発展の為に努力してきた一念と、現実の故郷の姿に信頼と誇りを持ち続けてきたからでもあろう。

さて、本町の取り組みはさておき、市町村合併の特例期限がこの3月で切れ、さらに1年延長されたという現状において、全国津々浦々で、国が求める再編の目標には至らないものの、合併を求められたそれぞれの市町村が、一抹の寂しさを感じながらも将来への展望と住民の永久の幸福を願い、住民とともに命をかけて苦渋の決断を求めて努力し行動された姿勢に対し、深甚なる敬意を表し、その成果を評価したい。また、時に自身の進退を賭けて強いリーダーシップのもとで、住民と共に合併を成し遂げられた首長の皆さんにも、心から敬意を表し、お祝いを申し上げたい。

このような状況下で、平成の大合併が推進されてきたが、大義を持って苦渋の選択により合併された多くの市町村が、将来に禍根を残し悔やみ恥じることのないように、国の心温かい財政支援の履行と、地方分権の推進と相まって三位一体改革などの大義に立った国策の推進を期待したい。本町もやがては第二波、三波の段階で、市町村合併を現実のものとして受け止めなければならぬ時期が到来するものと考えながら、住民と共に今後の推移を見守りたいものである。



新潟東港を臨む

今、全国各地で市町村合併が推進されている。本県でも、県が合併パターンを示した2000年度に11市町村であったが、再編されて来年3月には、35市町村になる。本町に隣接する市町村の動向としては、南隣の新潟市が3月21日に13市町村と大同合併し、2年後に日本海側初の田園型政令都市を目指した。また、

郡内で2市10町村あった行政圏域では9月に3市1町となってしまふ。このような現状の中、本町は2002年度に、関係する市町村との合併協議に入る前に、住民の視点に立ち、「合併してなに・・・」、「今なぜ合併なのか・・・」など、市町村合併について住民への説明資料をまとめ、全戸配布した後、町内27会場で住民説明会を開き、住民アンケートを実施した。

アンケートは住民の半数以上にあたる約7000人と中学生全員、また特定重要港湾新潟東工業港の背後地の工業地帯に立地した企業の皆さん73社にも協力していただいた。その結果、回収率94・1%で、合併反対が全体で73・9%、中学生は何と合併反対が91・6%という結果となった。もちろん、市町村合併は強制ではなく、その町や村で暮らす住民の自主的な判断に委ねられていることから、首長としての私の判断も当然民意を反映する立場でこの結果

情 報

森林・林業・山村活性化研修会

- ▼ 主 催 全国市町村林野振興対策協議会・全国町村会
- ▼ 後 援 林野庁 (予定)
- ▼ 日 時 6月23日(木)午後1時より 24日(金)午前11時40分まで
- ▼ 場 所 全国町村会館2階ホール
- ▼ 参加者 市町村長、林政担当者等
- ▼ 参加費 無料
- ▼ 申込み 各都道府県協議会事務局 (各都道府県町村会事務局等) 6月8日(水)締切
- ▼ 問い合わせ 全国町村会経済農林部 (電話03-3581-0485)

研修内容・講師等

「林政の諸課題と今後の政策展開について」

(林野庁長官 前田 直登氏)

木材の生産、供給を通じて森林の整備を担ってきた林業は、採算性の悪化により、生産活動が停滞している。その結果、間伐、保育等の施業や伐採後の植林が行われない森林が見られるなど、森林のもつ多面的機能の持続的な発揮が危ぶまれている。

こうした中で、基本法に基づく「森林・林業基本計画」、「地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策」が策定され、法改正を含め新たな施策が数多く打ち出されてきたが、森林・林業政策は、なお多くの課題に直面している。

林野庁長官には、当面する林政の諸課題と今後の政策展開についてご講演いただく。

「間伐材の加工と販売戦略について」

(高知県大正町森林組合集成材工場営業部長 竹内 將純氏)

大正町は、県西部を南流する最後の清流と言われる四万十川の中流域に位置し、全面積の9割を森林が占める山と川の町である。

先人達から受け継がれた豊かな森を守るために無理な伐採は行わず、間伐材の有効活用をはかっている。

間伐材などの低質材を集成材に加工し、自然塗料の使用によって、環境や顧客の健康に配慮した住宅部材や家具などの製品を作るなど、「四万十ひのき」のブランド化の推進に努めている。

氏のこれまでの取り組みや今後の販売戦略等についてご講演いただく。

「竹の管理と活用について」

(竹文化振興協会専門員 渡邊 政俊氏)

古来、竹は日本人の生活になくてはならない大切な植物として育成・栽培されてきた。しかし近年、竹林は放置され、竹が猛威をふるって里山や造林地を駆逐し、環境を破壊、貴重な造林木を枯らす植物として恐れられるに至った。

ところが、竹の生態は昔も今も何ら変わっていないのであ

り、変わったのは竹を取り巻く人間社会である。そこで、各種の統計資料等により竹林栽培、竹材生産量、竹製品・たけのこの輸入等の経緯と現状を分析し、そして今一度、竹という持続的に有効な活用資源を人間社会のために役立たせるにはどのような対策が必要なのか竹の管理と活用面についてご講演いただく。

「山村振興施策について」

(林野庁森林整備部計画課森林総合利用・山村振興室長 新井 ゆたか氏)

森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、山村に人が定住し日常的に森林の整備に取り組んでいくことが重要となっている。

一方、森林整備の主体をなす森林生産活動が依然として低迷する中、担い手の確保・育成・所得機会の確保、定住基盤の整備、都市との交流など一層効果的な山村振興施策を展開することが必要となっている。

森林総合利用・山村振興室長には、今年4月に10年ぶりに改正・延長された山村振興法の趣旨、内容等も交えながら、山村振興施策の現状と課題等についてご説明いただく。

「身近な里山を活かす森林療法の可能性を考える」

(兵庫県立大学自然環境科学研究所助教授 上原 巖氏)

森林浴などの森林環境を使った健康づくりが再び脚光を浴びるようになった。しかしながら、全国各地には手入れ不足の森林がさらに増え、年々荒廃が進んでいるのが現状のところである。また、社会的にも経済の長い不況が続くなかで、高齢化も進み、心身に慢性的なストレスを抱えるビジネスマンが増え、また子どもの世界でも対人関係が苦手な児童・生徒が増えてきているなどの問題が存在している。これらの社会的な健康問題に対して、現在残されている森林環境を利用することはどのような効果や可能性を持っているのか？ 今回は、身近な森林を利用した福祉や医療における健康づくりについて、国内外の幾つかの事例を取り上げながらその可能性についてご講演いただく。

政策リーダー

政策リーダー

住基台帳閲覧制度見直し
へ初会合 総務省

有識者16名で構成される「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」の初会合が、麻生総務大臣出席のもと5月11日総務省で開催された。

初会合では、まず、座長に中央大学大学院の堀部政男教授を有識者の互選により選出。現行の住民基本台帳法は住民基本台帳の第三者による閲覧について、氏名、住所、性別、生年月日を原則公開としているが、最近では閲覧で得た個人情報悪用する犯罪が増加し、個人情報保護を求める声が増えたことから、なんらかの制限が必要だと判断、麻生総務相も会合の冒頭で「閲覧制度は法改正を含めて検討する必要がある」と強調した。

これを受けて有識者からは「何人も閲覧できるという原則公開は問題だ」「学術研究利用に配慮したうえで法改正が必要などの意見が出され、個人情報保護を認め不正利用を防ぐためには、閲覧を認める際の目的を明確にすべきだとの意見が多かったが、規制の方法によっては、例えば、ダイレクトメールによる営業活動は受ける影響も大きいことから、関連業界からの意見聴取を求める意見も出された。

同検討会は今後、地方自治体の実態調査や外国の制度を参考にしながら、本年10月に最終報告をまとめ、来年の通常国会に住民基本台帳法の改正案を提出する予定としている。

平成17年度地方財政の運営について 総務省

総務省は4月20日、「平成17年度地方財政の運営について」を都道府県を通じて市町村に通知した。

通知によると、今年度の地方財政は、10年連続して地方交付税法第6条3の規定に該当する財源不足が生じているとともに、17年度末の借入金残高が205兆円と見込まれるなど、深刻な事態に直面している。

しかしながら、地方団体は国民の要請に応えるために、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努め、地方分権を推進し、地方団体の創造性・自律性を高め、積極的な施策の展開が可能となるよう、地方税財源の充実確保を図る必要があるとしている。

また、各々の地域経済状況を踏まえ、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策等の課題に重点的に取り組み、住民福祉の向上に努めるとともに、地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から、積極的かつ総合的に推進し、地域再生に取り組むべきであるとしている。

地方財政の運営に当たっては、収入の確保、受益者負担の適正化等、財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位について厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、経済の動向に即応した機動的・弾力的な運営に留意し、節度ある財政運営を行うこととしている。

「石油の代替エネルギー供給目標」の改定を閣議決定

政府はこの程、今後の温暖化対策の方向性を示す「京都議定書目標達成計画」が策定されたことに合わせ、基礎資料となる「石油の代替エネルギー供給目標」の改定を閣議決定した。

今回の改定は、05年3月末に「長期エネルギー需給見通し」を改定したことに伴うもので、1980年11月に最初の目標が決定されて以降、8回目の改定となる。

経済成長見通しが年平均で「2%程度」から「1.5%程度」に下方修正されたことや、省エネルギーの一層の推進などを反映して、全体の供給量の目標を減少させた。

2010年度時点での石油代替エネルギーの供給数量の目標は、原油換算でそれぞれ、原子力8、700万キロリットル(前回9、300万kl)、石炭1万1000万kl(同1万1、400万kl)、天然ガス8、100万kl(同8、300万kl)、水力2、100万kl(同2、000万kl)、地熱100万kl(同100万kl)、その他の石油代替エネルギー(風力等の新エネルギー等)2、400万kl(同2、000万kl)と設定した。

その結果、石油代替エネルギーの全体の供給数量の目標は3.3億klから3.1億klに減少したが、1次エネルギー供給に占める石油代替エネルギーの比率は55.0%から55.6%に微増している。